

米国での海外腐敗行為防止法および 他の汚職禁止法の遵守

方針

モンサントでは、米国の海外腐敗行為防止法（以下「FCPA」）および米国以外における類似の汚職禁止法（例、経済協力開発機構（OECD）および米州機構（OAS）の協定を履行する法律）など、適用される法規制に従ってビジネスを行うこととします。この方針の対象であるすべての個人は、下記の通り、直接的ないし第三者を通じて間接的に、賄賂、リベートないし「外国公務員」¹にとって何らかの価値のあるものなどの申し出、支払い、約束、承認を行ったり、モンサント社のために契約、利権など有利な待遇を確保することを厳重に禁止します。さらに、そういった個人全員は、これらの法律を確実に遵守する目的で規定されているモンサント社の方針および手続きに厳守することが義務付けられています。最後に、モンサント社はFCPAの会計および記録保持の条項に遵守するものとします。モンサント社では、正確な帳簿と記録を作成・維持するために、そのビジネスパートナーから受領したり作成された請求書および他の文書を信用しています。

適用範囲

本方針は、モンサント社を代表するビジネスパートナーの行動すべてに適用され、かつ、すべてのモンサントの役員、取締役およびフルタイムとパートタイムの従業員にも適用されます。さらに、本方針は、モンサント社が支配するすべての関連会社と合弁事業にも適用されます。

当社のために「外国公務員」と関係を持つ可能性がある、モンサントを代表するビジネスパートナー（コンサルタント、代理業者（agents）、販売代理人、流通業者、独立請負業者など）のすべては、本方針の当該部分すべてに遵守するものとします。

解説

¹ 「外国公務員」には、行政機関、立法機関、司法機関のすべての部署および国や州などの地方のすべてのレベル（またはそれに相当するもの）を問わず、米国以外の政府省庁や機関のすべての職員が含まれます。この用語には、また、パートタイマー、無給の労働者、「公的な立場で行動する」個人すべて、および王室・皇室の一員も含まれます。この「公務員」という用語には、また、政党、党役員および公職候補者も含まれます。さらに、公務員には、国連（「UN」）、国連の食糧農業機関（「FAO」）、国際綿花諮問委員会（「ICAC」）ならびに国際食糧政策研究所など公的な国際組織の職員が含まれます。最後に、「米国政府以外の公務員」という用語は、公立の教育機関ならびに政府所有または政府支配の企業の役員および従業員・職員が、たとえ企業が非公開企業として運営されている場合であっても、含まれます。多くの場合、こうした個人は、自国の政府によって公務員として扱われておらず、他の民間のビジネスパーソンと同様に扱われることを期待しています。しかし、FCPAの目的上、当該政府が個人を公務員と見なすかどうかは、法的には無関係です。米国法の定義が適用されます。

FCPAでは、ビジネスの獲得あるいは維持のために、「外国公務員」に支払ったり、支払うことを申し出たり約束することでさえも、違法となります。直接的ないしビジネスパートナーを通じて間接的かにかかわらず、贅沢な接待ないし贈答など、ビジネス獲得ないし保持の目的あるいはモンサントに有利なように特定の事柄について不適切に影響を与える目的において行われた、外国公務員へのいかなる支払いも、賄賂と見なされる可能性があり、法の違反となる場合があります。

FCPAは、外国公務員に対する直接の支払いと同様に、間接的な支払いに対する責任を定めています。当社が支払いの全部または一部が「外国公務員」への不適切な支払いに使われることを知っているかまたは知っていると考えられる根拠がある場合に、当社がそのビジネスパートナーに支払うかその他の価値を移転すれば、当社および個々の役員ないし従業員は、販売代理人、コンサルタント、代理業者 (agent)、請負業者、下請業者、合弁事業のパートナーまたはその他による支払いに対して責任を問われる可能性があります。(これは、このビジネスパートナー自体がFCPAの対象ではない場合にも当てはまります。) そのため、当社はそのビジネスパートナーが当社から受け取った価値の全部ないし一部を腐敗行為のために「外国公務員」に渡すだろうという「確率が高いこと」を示唆する事実を知っていれば、責任は生じる可能性があります。このため、モンサント社は、ビジネスパートナーとの関係を持ちかけるときは注意を払い、ビジネスパートナーが適用される汚職禁止法すべてに遵守することを確認しなければなりません。

前述の通り、特定の状況では、外国公務員のために生じた贈答と接待およびその他の費用によって、FCPAおよび世界各地の他の汚職禁止法の違反が生じることがあります。このため、モンサントの取締役、従業員およびモンサント社を代表する者すべては、贈答、食事、接待および出張費用の支給および払い戻しについての当社の方針 (コーポレート・コントローラー・ポリシー# 85001.00) を遵守しなければなりません。ビジネスパートナーは、モンサント社を代表して外国公務員に贈答・接待することは、書面でその権限が認められている場合を除き、認められません。

当社を代表して行動するビジネスパートナーは、外国公務員による政府の定型業務遂行を迅速化したり確保するために、その公務員への支払いを円滑化ないし迅速化するように頼まれる場合があります。こういった支払いは国内法に違反する場合があります。このため、モンサント社の方針では円滑化のための支払いを申し出たり行うことは禁止しています。そのような支払いの要請は辞退し、地域担当のワーキング・グループか、ビジネスパートナーの場合はモンサントの主な担当者に速やかに報告しなければなりません。

外国公務員への支払いが、恐喝または強迫に従って行われた「健康と安全」に関する支払いとして、狭い範囲で認められるFCPAの例外に該当する場合があります。FCPAの立法経緯では、恐喝をFCPA違反に対する弁護に関連付けていますが、支払いが、ある人物の健康または安全に差し迫る危険または財産に差し迫る破壊が軽減される場合といった、緊急事態にのみ利用できます。恐喝の弁護に対する正当化事由は、そのような緊急事態には、支払いを行う個人には贈賄する腐敗的意図がないというものです。ある人物の健康や安全が危機にさらされている場合の「外国公務員」への支払いは、モンサ

ントの汚職禁止に関する方針に違反していません。ただし、その脅迫が信用できるものでなければなりません。健康と安全に関する支払いは、ゼネラル・カウンシル、コーポレート・コントローラー、地域担当の法務責任者ならびに地域担当の財務責任者まで支払い後1営業日以内に報告する必要があります。

外国公務員に不適切な支払いを行う、取締役、従業員ないしビジネスパートナーは、当社によるしかるべき懲戒処分ならびに適用法の違反における法的帰結の対象となります。下記のいずれかの条件に当てはまる個人には、懲戒処分の可能性があります。

- 第三者が本方針の違反を企てていることを知っていながら、企業行動管理室または所属地域担当のワーキング・グループにそれを報告するのを怠った。
- 第三者または他の従業員が本方針に違反したことを知っていながら、企業行動管理室または所属地域担当のワーキング・グループにそれを報告するのを怠った。

監査

モンサント社の内部監査部は、本方針への遵守を監査するものとします。